8　放散速度が0.02mg／㎡h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア．対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、Ｆ☆☆☆の基準を満たしたもの。ＪＩＳ　Ｓ　1031に適合するオフィス用机・テーブル、ＪＩＳ　Ｓ　1032に適合するオフィス用いす、ＪＩＳ　Ｓ　1039に適合する書架・物品棚、及びＪＩＳ　Ｓ　1033に適合するオフィス用収納家具は、本基準を満たす。

イ．上記ア．以外の木質材料については、ＪＩＳ　Ａ　1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg／Ｌ	0.7mg／Ｌ

9　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年２月15日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年４月１日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表１　大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準

区　　分	基　　準
収納庫（カルテ収納棚等の特殊用途は除く。）の棚板	0.1
棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板	0.1

備考）　棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

機能重量の基準＝棚板重量（kg）÷棚耐荷重（kg）

表２　大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目　　的	評価項目	評　　価　　基　　準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。
		その他の部品は容易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。
		材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

⑵　目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

５．画像機器等

５－１　コピー機等

⑴　品目及び判断の基準等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	【判断の基準】 ＜共通事項＞ ①使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ②次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。 イ．特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ③使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。 ＜個別事項＞ ①コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機 ア．モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては、表１－１に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ．カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては、表１－２に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ．大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては、表３に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②複合機（インクジェット方式を除く） ア．モノクロ複合機（大判機を除く。）にあっては、表２－１に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ．カラー複合機（大判機を除く。）にあっては、表２－２に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ．大判複合機にあっては、表３に示された区分ごとの基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。